

## 平成 31 年第 1 回設楽町議会臨時会会議録

平成 31 年 1 月 16 日午後 4 時 30 分、第 1 回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 加藤弘文  | 2 今泉吉人  | 3 河野 清  |
| 4 松下好延  | 5 金田文子  | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝  | 8 土屋 浩  | 9 山口伸彦  |
| 10 田中邦利 | 11 金田敏行 | 12 伊藤 武 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸		
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長補佐	今泉伸康	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1 号  
財産取得契約の締結について

## 会 議 録

開会 午後 4 時 27 分

議長 皆さん、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。ただ今の出席議員は、12 名全員です。定足数に達していますので、平成 31 年第 1 回設楽町議会臨時会を開会します。これから、本日の

会議を開きます。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番熊谷勝君及び8番土屋浩君を指名します。よろしくお願ひします。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よつて、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成30年度11月、12月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管していますので、必要の方は閲覧をお願いします。以上で諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さんこんにちは。本日は、議員の皆さん方におかれましては、先ほどの小規模多機能自治研修ということで、これの終わった後と、大変お疲れの後に臨時議会を招集させていただきましたところ、年の初めという大変お忙しい中、全員の方に御参集を賜りましてありがとうございます。今年初めて全員の皆さんとお会いをいたしますので、少し遅くはなりましたが、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひをいたします。さて、今年の正月三が日は、比較的穏やかな日が続いていたかなと思っております。こうして1年の始まりとして安寧な日々となりました。今年1年間におきまして、平穩で災害のないことを願うところでもあります。

それでは、町政の近況についてお話をさせていただきます。最初は、歴史民俗資料館、道の駅清嶺の建設事業についてであります。歴史民俗資料館、道の駅清嶺の建設事業につきましては、昨年、2回の入札不調後、工事内容の調整を行つてきたことを12月議会で報告をさせていただいたとこ

ろです。その後、設計書が完成をいたしまして、1月11日の金曜日に入札に関する公告を行いました。公告の内容は、2者または3者による特定建設共同企業体を設置すること。企業体の代表となる会社は愛知県内に本社または営業所がある経営審査事項の点数が1,200点以上の者、また構成員は新城設楽建設事務所管内に本社または営業所がある700点から1,200点までのものであることとなっております。企業体の設置後、2月15日までに入札参加の申し込みをしていただき、その資格等を役場内の組織であります指名審査会で審査を行い、3月1日に入札を行うこととしております。落札者が決まりましたら、仮契約を締結をして、3月13日の3月議会定例会2日目に工事請負契約の議案を提出する予定としておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、新斎苑の建設についてであります。30年3月議会の行政報告において、用地交渉が難航しているため、造成や建物の建設工事への着手が遅れているとのお話をさせていただいていました。その後において、用地関係者に粘り強く御理解、御協力をお願いをしてきた結果、用地確保ができる状態までとなりました。今後は売買契約が完了次第、早い時期に立木の伐採等に入っていきたいと思っております。

なお、歴史民俗資料館、道の駅建設事業並びに新斎苑建設事業につきましては、2月の議会全員協議会で今後の予定等の詳細を説明をさせていただきたいと思っております。

本日は、「庁用自動車マイクロバスの財産取得契約の締結」1件を上程させていただきましたので、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

---

議長 日程第5、議案第1号「財産取得契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第1号「財産取得契約の締結について」であります。まず、今回、本日の臨時会で上程させていただきました経緯について申し上げますと、先の12月議会で補正予算を認めていただきましたが、この3月議会では契約の締結の審議では契約から納車まで時間を要しますので、少しでも早く利用できるようにするため、今回、臨時会を招集させていただき上程することとなりました。本議案の庁用自動車マイクロバス1台の購入にかかる契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格700万円以上の財産の取得に該当し、指名競争入札により、財産の取得金額を

6,443,966円として、落札者の豊橋三菱ふそう自動車販売株式会社と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものがあります。故障している教育委員会優先の29人乗りマイクロバス更新事業につきましては、次ページに入札にかかる参考資料を添付してありますが、1月9日に3者による指名競争入札の結果、落札率は81.86%で、具体的な仕様は参考資料に記載したとおりであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第1号の採決をします。採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第1号は、可決されました。

---

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで閉会とします。  
閉会 午後4時38分